

大阪市告示第112号

次の施設について、大阪市公園条例（昭和52年大阪市条例第29号）第9条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開場及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和8年1月30日

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 高 橋 徹

1 臨時開場

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和8年2月24日 (火)	午前9時から 午後9時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和8年2月2日 (月)	午前9時から
	令和8年2月9日 (月)	午後1時まで
	令和8年2月16日 (月)	
	令和8年2月24日 (火)	午前9時から 午後9時30分まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
長居陸上競技場 (トレーニング場を除く。)	令和8年2月4日 (水)	午前8時から 午後9時まで
	令和8年2月12日 (木) から 同月15日 (日) まで	午前7時から
	令和8年2月20日 (金) から 同月21日 (土) まで	午後9時まで
長居陸上競技場 トレーニング場	令和8年2月1日 (日)	午前9時から 午後6時まで

	令和8年2月3日（火）から 同月7日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年2月8日（日）	午前9時から 午後6時まで
	令和8年2月10日（火）	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年2月11日（水）から 同月15日（日）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和8年2月17日（火）から 同月21日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和8年2月22日（日）から 同月23日（月）まで	午前9時から 午後6時まで
	令和8年2月25日（水）から 同月28日（土）まで	午前9時から 午後9時30分まで
長居第2陸上競技場	令和8年2月1日（日）	午前7時から 午後9時まで
	令和8年2月8日（日）	午前8時から
	令和8年2月11日（水）	午後9時まで
長居庭球場	令和8年2月2日（月）から 同月6日（金）まで	
	令和8年2月9日（月）から 同月13日（金）まで	午前9時から
	令和8年2月16日（月）から 同月20日（金）まで	午後9時40分まで
	令和8年2月23日（月）から 同月27日（金）まで	

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)